

スポーツ市民局広告掲載要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、スポーツ市民局が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ市民局広告審査会 第10条第 1項に定める審査機関をいう
(以下「広告審査会」という。)。
- (2) 広告媒体 市要綱第 2条第 1号に掲げるもののうち次に掲げるもの。
ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か広告審査会の承認を受けたものに限る。
 - ア スポーツ市民局が発行する広報等印刷物
 - イ スポーツ市民局が所管するウェブサイト
 - ウ その他資産を所管する課・公所(以下「所管課」という。)の長が別に定めるもの

(目的)

第 3条 スポーツ市民局が所管する資産への広告掲載は、スポーツ市民局の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第 4条 市要綱第 4条、市基準第 2及び第 3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められるものは広告掲載を行わないものとする。

- 2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者が所有するウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適

用する。

（広告の募集）

第 5条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管課の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。

- （1） 広告掲載を行う広告媒体の種類
- （2） 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- （3） 広告掲載料金
- （4） 広告の募集対象
- （5） 広告の申込み手続
- （6） 広告の選定方法
- （7） 広告掲載手続
- （8） その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

（広告掲載の決定）

第 6条 所管課の長は、市要綱、市基準、この要綱及び前条の募集要領に基づき広告主及び広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、所管課が分掌する施設に係る指定管理者が作成及び管理する広告媒体を除き、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、過去に市要綱第 6条に定める審査機関の承認を得たものと広告内容・デザイン等が同一の広告は、広告審査会の承認を省略することができる。この場合において、所管課の長は、広告審査会の委員長に合議しなければならない。

（広告掲載に係る契約）

第 7条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

（広告主の責務）

第 8条 前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」

という。)は、広告の作成、デザイン、内容(広告のリンク先の内容を含む。)その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(スポーツ市民局広告審査会の設置)

第10条 市要綱第6条に定める審査機関として、広告審査会を設ける。

2 広告審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 第2条第2号の承認に関すること。

(2) 第6条の承認に関すること。

(3) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

(4) 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書

3 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

6 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

7 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

10 広告審査会の庶務は、スポーツ市民局総務課が処理する。

(その他)

第11条 その他広告掲載につき必要な事項はスポーツ市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	総務課長
委 員	広聴課長 人権施策推進課担当課長(同和 問題等) 消費生活課長 委員長の指名する職員